（４－２－２－３）

東大阪大学障がいのある学生への支援の基本方針

平成２８年3月２５日制定

1. 目的

東大阪大学（以下「本学」という。）は、建学の精神（萬物感謝、質実勤労、自他敬愛）に基づき、基本的人権を保障し、多様性を尊重する人間の育成を目指している。本学では、障がいのある学生（以下「障がい学生」という。）への学生生活および修学機会の保障を行うため、「障害者基本法」の基本理念及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に準拠して、学内における総合的な支援を行うものとする。本学の学生が安心して学ぶ環境を整備するとともに、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指す。

2. 対象

障がい学生とは、本学に在籍する学生のうち身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがあり、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた学生をいう。なお、障害者手帳の所持者に限るものではない。

3. 基本的な考え方

本学の障がい学生支援における基本的な考え方は、以下の通りとする。

(1) すべての学生に対する修学支援の一環として「障がい学生支援」をとらえ、各部署が主体的に関わり、専門性のある支援体制を確立する。
(2) 修学の権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた合理的配慮の実施、また支援の調整を図る(※1)。
(3) 障がいの有無にかかわらず、学生が共に学びやすい環境づくりに努める。
(4) 障がい学生の相談しやすい体制を整備する。
(5) 学生及び教職員における障がいへの理解啓発を推進する。
(6) 障がい学生支援のため学内に障がい学生支援委員会を設置する。

（※1） 合理的配慮の提供においては、「過重な負担の基本的な考え方」について、関係事業者において、個別の事案ごとに、①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）、②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であり、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではないとしている。